

訴 状

2008年（平成20年）10月6日

広島地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 二 國 則 昭
外

在外被爆者補償請求事件（在アメリカ被爆者）

訴訟物の価格 金9960万円

貼用印紙額 金 32万円

訴 状

2008年（平成20年）10月6日

広島地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 二 國 則 昭

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 中 丸 正 三

同 弁護士 田 邊 尚

同 弁護士 奥 野 修 士

同 弁護士 藤 井 裕

同 弁護士 端 野 真

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり。

在外被爆者補償請求事件（在アメリカ被爆者）

訴訟物の価格 金9960万円

貼用印紙額 金 32万円

予納金額 金 7000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告らに対し、各金120万円及びこれに対する2003年（平成15年）3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 原告ら

- 1 原告らは、広島市又は長崎市に投下された原子爆弾により被爆した被爆者であるところ、被爆後、アメリカに帰国ないし移住し、現在まで同国で生活をしている者らである。
- 2 原告らは、いずれも、現在までに、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律1条1項に定める被爆者に該当するとして被爆者健康手帳の交付を受け、または、被爆状況確認証の交付を受けている。

第2 402号通達の作成、発出と経緯、その意図

1 402号通達の作成と発出

被告は、1974年（昭和49年）7月22日付けで「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置法に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」と題する通達（昭和49年衛発第402号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生省公衆衛生局長通達）を作成、発出した（以下「402号通達」）。

この４０２号通達は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「原爆医療法」。）に基づき被爆者健康手帳の交付を受けた者が我が国の領域を超えて居住地を移した場合には、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「原爆特別措置法」といい、原爆医療法と併せて「原爆二法」という。）は適用されず、原爆特別措置法に基づく健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなるものと定めたものであった。

そして、その後、原爆二法を統合する形で原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」といい、原爆二法と併せて「原爆三法」という。）が制定された後も、被告は４０２号通達を改めず、同通達に従った前示のとおり
の失権取扱いが継続された。

被告において、この４０２号通達を発出した経過や、これを長年にわたり改めなかった経過は以下に述べるとおりである。

２ ４０２号通達が発出された経緯と意図

(1) 孫振斗訴訟

ア １９７０年（昭和４５年）１２月、在韓被爆者である孫振斗が原爆症の治療を受ける目的で不法入国したところを逮捕され、その後、在韓被爆者に対する支援運動などもあり、釈放された後、福岡県内の病院に入院中に福岡県知事に対して被爆者健康手帳の交付を申請したところ、日本国内に居住関係を有しないから原爆医療法の適用要件を欠くとの理由により却下処分を受けたため、同処分の取消しを求める訴訟を福岡地裁に提起した。

これに対し、福岡地裁は、１９７４年（昭和４９年）３月３０日、原爆医療法は一般の社会保障法とは類を異にする特異の立法であり、被爆者個々人の救済を第一義とする同法の立法目的と、居住関係の存在を同法の適用要件としたものを解し得る規定がないことから、被爆者でさえあれば、たとえその者が外国人であっても、そのものが日本国内に現在することによって同法の適用を受け得るものと解するのが相当であり、不法入国した者についても、その者が被爆者である限り、同法が適用されることとなるとして、孫振斗の請求を認容し、上記却下処分を取

り消す旨の判決を言い渡した（福岡地裁４９年３月３０日判決・最高裁判所民事判例集３２巻２号４５９頁、判例タイムズ３０６号１７３頁等）。

イ 福岡県知事は、この判決を不服として控訴したが、福岡高裁は、原爆医療法は、社会保障法の性格を持ちながらも、被爆者に対する国家補償法的性格を併有する一種特別の立法であり、同法にはその適用を日本国内に居住関係を有する者に限る趣旨の規定がないとして、同知事の控訴を棄却する判決をした（福岡高裁５０年７月１７日・最高裁判所民事判例集３２巻２号４７１頁、判例タイムズ３２５号１７５頁等）。

ウ また、この上告審も、原爆医療法は、いわゆる社会保障法としての性格のほか、特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するという点では実質的に国家補償法的配慮を制度の根底に有し、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するという人道的目的の立法であり、同法３条１項には我が国に居住地を有しない被爆者をも適用対象者として予定した規定があることなどを根拠に、福岡県知事の上告を棄却した（最高裁昭和５３年３月３０日判決・最高裁判所民事判例集３２巻２号４３５頁、判例タイムズ３６２号１９６頁等）。

(2) ４０２号通達の作成、発出の意図

ア 被告が、４０２号通達を発出したのは、上記（１）アのとおり孫振斗訴訟の福岡地裁１９７４年（昭和４９年）３月３０日判決がなされたのを受けて、在外被爆者からの被爆者健康手帳の交付や各種手当の支給に係る申請の増大を予測し、その対策として、被爆者健康手帳の交付を受けても日本から出国すれば失権し、手当も受けられないと取り扱うことにより、在外被爆者にとって、被爆者健康手帳の交付等を受けることの意義が極めて限定されたものにとどまることを認識させる意図のもとに発出したものである。

要するに、この通達は、在外被爆者に対して、被爆者健康手帳の取得や健康管理手当など各種手当の受給をあきらめさせ、その申請を行わないよう働きかける

ことを意図して発出されたものであり、実際に、その結果は効を奏し、多くの在外被爆者が４０２号通達による失権取扱いが継続したがために、被爆者健康手帳の交付申請や健康管理手当等の支給認定申請を断念せざるをえないという事態が招来されることとなったのである。

以上のような、４０２号通達の作成、発出の意図については、広島高裁２００５年（平成１７年）１月１９日判決（判例タイムズ１２１７号１５７頁、判例時報１９０３号２３頁等）が、正鵠を射た認定をしているとおりである（なお、この広島高裁判決は後述する最高裁２００７年（平成１９年）１１月１日判決の原審判決である）。

イ しかしながら、４０２号通達のごとき原爆三法の解釈が、その人道目的の趣旨にかなうものであるはずもなく、その違法性は、事後の在外被爆者訴訟において悉く指摘されることとなった。

第３ ４０２号通達と司法判断

１ 郭貴勲訴訟

(1) １９９８年（平成１０年）、在韓被爆者である郭貴勲が、治療のために来日し、大阪府知事から被爆者健康手帳の交付を受けた上、健康管理手当の支給認定を受け、同手当の支給を受けていたところ、日本から出国したことにより同手当の支給を打ち切られたため、これを不服として、国に対して自己が被爆者援護法上の「被爆者」たる地位にあることの確認を求めるとともに、大阪府に対して支給打ち切り後の健康管理手当の支払いを求めることなどを内容とする訴訟を大阪地裁に提起した。

これに対し、大阪地裁は、２００１年（平成１３年）６月１日、日本に居住又は現在していることが被爆者援護法における「被爆者」たる地位の効力存続の要件であると解することはできず、日本からの出国によって「被爆者」たる地位を失うものではないとして、郭貴勲の上記両請求を認容する旨の判決を言い渡した（判例タイムズ１０８４号８５頁、判例時報１７９２号３１頁等）。

また、その控訴審でも、大阪高裁は、２００２年（平成１４年）１２月５日、

上記大阪地裁判決と同旨の判断をして、国と大阪府の控訴を棄却する判決を言い渡した（判例タイムズ1111号194頁等）。

本件は、在外被爆者と被爆者援護法の適用に関する初めての高裁段階の判断であるが、国も大阪府も上告を断念し、上記大阪高裁判決は確定した。

2 402号通達の失権取扱いの廃止

被告は、上記大阪高裁判決に対する上告を断念するのと併行して、ようやく402号通達による取扱いを見直し、その発出から約29年を経た2003年（平成15年）3月1日、ようやく、被告は402号通達の失権取扱いを廃止し、以後は、日本において健康管理手当等の支給認定を受けた「被爆者」や、日本において同支給認定の申請をし、出国後に同支給認定を受けた「被爆者」も手当の支給を受けられることとなった。

第4 402号通達による被害

1 402号通達が招いた被害とその救済の必要性

- (1) 以上のとおり、402号通達は2003年（平成15年）3月1日に廃止されたが、この違法な通達が約29年の長年にわたって存在したが故に、それが廃止されるまでの間、多数の在外被爆者が被爆者法による救済・援護を受けることを断念せざるを得ず、原爆三法の援護の埒外に放置し続けられたまま高齢化してしまった問題は現在まで解決を見ていない。

このような在外被爆者が多数存在することは、厚生労働省が402号通達を変更するように方針を決定した後、2003年（平成15年）の1年間だけでも1000名以上の在外被爆者が手当の申請や手帳の申請をするために、来日し、これらの申請を行った事実からも明白である。広島市役所などでは、日本国外からの仮申請が集中し、審査のために多くの時間を要することになり、長期間待たされる状況となっていた。

これは、在外被爆者にとって、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の受給を申請することの意義が著しく損なわれる状態が解消されたのを契機に、すでに皆、高齢であるにもかかわらず、非常に多くの在外被爆者が日本に来て、被爆者援護

を求めるという事態となったことを示している。

こうした事態は、これまで402号通達の失権取扱いが存在していたために、被爆者健康手帳や手当証書が失権扱いとなるという不当な取り扱いによって、在外被爆者が日本に来てまで、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当などの申請をすることを断念してきたこと、すなわち、402号通達の存在が、事実上、在外被爆者の権利を剥奪してきたことを端的に示している。

- (2) このように402号通達は、長年にわたり、在外被爆者の権利を事実上、剥奪するという看過しがたい被害を生じさせてきたものであり、こうした通達を作成、発出し、長年にわたって存続させてきた被告の責任は重大である。

こうした被告の責任を正しく追及し、402号通達によって在外被爆者が過去に被った被害につき、正当な救済を図ってきた司法判断として以下のような先例が存する。

2 402号通達が招いた被害に対する司法的救済を行った先例

(1) 在ブラジル被爆者訴訟最高裁判例

最高裁2007年（平成19年）2月6日判決（最高裁判所民事判例集61巻1号122頁、判例タイムズ1237号164頁等）は、ブラジルに在住する在外被爆者が、健康管理手当の支給認定を受けたにもかかわらず、その後、ブラジルへ帰国したために、402号通達に依拠して未支給とされた同手当の支払いを求める訴訟において、同手当の支給義務者とされる広島県が、地方自治法236条所定の消滅時効を根拠として、当該訴訟提起の時点で既に各支給日の末日から5年を経過していた分については受給権が消滅したと主張することは、「違法な通達を定めて受給権者の権利行使を困難にしていた国から事務の委任を受け、又は事務を受託し、自らも上記通達に従い違法な事務処理をしていた普通地方公共団体ないしその機関自身が、受給権者によるその権利の不行使を理由として支払義務を免れようとするに等しい」として、「特段の事情のない限り、信義則に反し許されない」と判断している。

(2) 三菱広島重工業・元徴用工被爆者訴訟最高裁判決

また、既述のとおり、４０２号通達の失権取扱いが廃止された２００３年（平成１５年）３月１日以後は、在外被爆者にとって、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の受給を申請することの意義が著しく損なわれる状態は解消されたものの、それまで長年の年月を経て、高齢化していく中で、被爆者援護法の援護の埒外に置かれ続けた在外被爆者の精神的損害の深刻さ、重大性、特異性には、到底、看過され難いものがある。

そして、４０２号通達によって、こうした重大な被害を生じさせた被告の責任も、当然、厳しく問われなければならないところ、上記のような在外被爆者の被った精神的損害につき、被告が国家賠償責任を負うべきことについても、既に確定した先例が存する。

すなわち、最高裁２００７年（平成１９年）１１月１日判決は、被告の担当者が、４０２号通達を作成、発出し、これに従った取扱いを継続したことについては、それが単に、何らの法令上の根拠が無いと言う意味で違法であるというのに留まらず、４０２号通達が存在したため、経済面でも健康面でも負担の大きい来日をしてまで被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けることができなかった在外被爆者に対する関係で、国家賠償法上１条１項の違法行為に該当し、かつ当該担当者には過失があるとして、同旨の判断を示した原審の判決（広島高裁２００５年（平成１７年）１月１９日判決・判例タイムズ１２１７号１５７頁、判例時報１９０３号２３頁等）を支持する判決をなした。

(3) 広島地裁２００８年（平成２０年）７月３１日判決と国の控訴断念

また、広島地裁平成２０年７月３１日判決（甲１）も、上記最高裁１９年１１月１日判決を引用した上、４０２号通達が存在したため、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けようとはしなかった在外被爆者に対して、その被った精神的苦痛についての慰謝料の支払義務を負うとした上で、被爆後、ブラジルに移住し、同国で死亡した被爆者（の遺族）に対する慰謝料の支払いを命じた。

国は、上記地裁判決に対して控訴をせず、同地裁判決に従った賠償金を支払っ

ている。

3 被告の対応等

2008年（平成20年）6月4日に行われた第169回国会衆議院厚生労働委員会において、梶添厚生労働大臣は、前記最高裁2007年（平成19年）11月1日判決に関し、当該事案と同じような被害者（在外被爆者）への取り組みについて質問を受けたのに対し、「この問題は、昨年11月1日の最高裁判決を受けての対応なんですが、問題は、国家賠償にかかわるものですから、どうしても今の法制上、司法の判断をいただかないといけない。ですから、個々個別のケースについて司法の方で判断していただければ、例えば直ちにそれを和解して迅速にお支払いするという形ができます。ですから、これを周知徹底して、ぜひそのアクションをとっていただきたい。そのことによって、私どもの方も、国としても迅速に対応したい、そういう方針でいきたいと思っております。」との答弁をしている（甲2）。

本来は、厚生労働大臣が、原告らにも陳謝して、然るべき損害賠償を自発的に支払うよう努力すべきであるのに、それをしないため、原告らが、やむを得ず提訴しなければならない状況になっているものである。

第5 原告らに対する被告の賠償責任

1 以上に述べたとおり、被告の担当者が法律等の誤った解釈に基づき402号通達を作成、発出し、これに従った取扱いを継続したことが、国家賠償法1条1項の適用上も違法であり、かつ、当該担当者には過失があるというべきことは、確定した司法判断である（前記最高裁2007年（平成19年）11月1日判決）。

すなわち、402号通達が存在したため、経済面でも健康面でも負担の大きい来日をしてまで被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けることができなかった在外被爆者に対し、被告が、その被った精神的苦痛についての慰謝料の支払義務を負うこともまた、確定した司法判断である（前記最高裁2007年（平成19年）11月1日判決・前記広島地裁2008年（平成20年）7月31日判決参照）。

2 この点、原告らはいずれも、402号通達が存在したために失権取扱いが廃止されるまで、経済面でも健康面でも負担の大きい来日をしてまで被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けることを断念し、また、来日したとしても日本を出国することにより法律に基づかずに被爆者健康手帳が失権し、健康管理手当の支給が打ち切りになるなど、被爆者援護法の援護の埒外に置かれ続けたことにより、多大な精神的苦痛を被ったものであり、これに対する慰謝料は原告1人あたり100万円を下るものではない。

また、被告らに負担させるべき損害としての弁護士費用は、原告1人あたり20万円を下らない。

3 本件で原告らが賠償を求める精神的損害は、2003年（平成15年）3月1日に402号通達が廃止される以前に原告らが被った損害の賠償を求めるものであるため、併せて、2003年（平成15年）3月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

第6 結論

よって、原告らは、被告に対して「請求の趣旨」記載の判決を求めて本訴を提起するに至ったものである。

証 拠 方 法

- 1 甲1 判決書正本（広島地方裁判所2008年（平成20年）7月31日判決）
- 2 甲2 資料（第169回国会厚生労働委員会議事録として
衆議院のホームページに公開されている資料） 写し
- 3 甲3 在外被爆者援護の到達点と課題・論文

添 付 書 類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証の写し 各2通

3 訴訟委任状

8 3 通

以上

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビルディング5階

TEL 082-511-7772 FAX 082-511-7773

原告訴訟代理人 弁護士 二 國 則 昭

〒730-0005 広島市中区西白島町18番4号 城北ビル2階

TEL 082-211-2441 FAX 082-211-3331

(送達場所)

同 弁護士 足 立 修 一

同 所

同 弁護士 端 野 真

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-20 井上ビル3階

TEL 082-227-3388 FAX 082-227-3389

同 弁護士 中 丸 正 三

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番28号 松田ハイツ204号

TEL 082-222-5361 FAX 082-222-5362

同 弁護士 田 邊 尚

〒730-0013 広島市中区八丁堀5-22 メゾン京口門101号

TEL 082-227-5575 FAX 082-227-5535

同 弁護士 奥 野 修 士

〒730-0013 広島市中区八丁堀5-22 メゾン京口門202号

TEL 082-227-6501 FAX 082-211-2822

同 弁護士 藤 井 裕

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 森 英 介